

2026年3月13日

LEC行政書士講座をご受講いただきましてありがとうございます。

2026年度行政書士試験向け講座の使用教材である『合格講座講義録』および『復習用ドリル』につきまして、以下のような訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、ご確認をお願いします。

GU26002 『2026 行政書士試験 合格講座講義録【民法Ⅰ 総則・物権】』

(p. 26) **関連知識をCHECK!**、上から10行目

(770条1項5号)となり、後婚については取消原因(744条、732条)となる。

↓(訂正)

(770条1項4号)となり、後婚については取消原因(744条、732条)となる。

(p. 179) **【先取特権の種類】(表)**、**一般先取特権(306条)**、上から3行目

③ 子の監護費用の先取特権(2026年**5月までに施行予定**)

↓(訂正)

③ 子の監護費用の先取特権(2026年**4月1日施行**)

(p. 179) **MEMO**(1つ目)、上から3行目

先取特権」が追加された(2026年**5月までに施行予定**)。「子の監護費用の先取特権」は、

↓(訂正)

先取特権」が追加された(2026年**4月1日施行**)。「子の監護費用の先取特権」は、

(p. 181)「(3) 物上代位性」、本文、上から1行目

先取特権(一般先取特権を除く。)は、**債権者**の特定の財産の交換価値から

↓(訂正)

先取特権(一般先取特権を除く。)は、**債務者**の特定の財産の交換価値から

(p. 183) **【先取特権の順位】(表)**、**I 一般先取特権の順位**、上から2行目

5月までに施行予定)、④ 葬式費用、⑤ 日用品供給の順である(329条1項、

↓(訂正)

4月1日施行)、④ 葬式費用、⑤ 日用品供給の順である(329条1項、

GU26003 『2026 行政書士試験 合格講座講義録【民法Ⅱ 債権・家族法】』

(p. 271)「(3) 償還をする資力のない者の負担部分の分担」本文、上から9行目

弁済すると、Aは、Cに対して300万円(Dの負担部分200万円+100万円)を

↓(訂正)

弁済すると、Aは、Cに対して300万円(Cの負担部分200万円+100万円)を

GU26004 『2026 行政書士試験 合格講座講義録【行政法Ⅰ 総論・手続法】』

(p. 138) (側注) 過去問番号 (下から1つ目)

⇒ 2016-12-1

↓ (訂正)

⇒ 2016-12-2

(p. 150) **関連知識をCHECK!**、下から2行目

(2026)年**6月16日までの政令で定める日**)). これは、デジタル・ディバイドに配慮

↓ (訂正)

(2026)年**5月21日。2026年度の行政書士試験の出題範囲外である**)). これは、デジタル・ディバイドに配慮

(p. 173) (側注) 過去問番号 (上から1つ目)

⇒ 2024-12-4

↓ (訂正)

⇒ 2024-12-エ

GU26021 『2026【憲法】復習用ドリル』

(p. 67) 解説「**267**」(2つ目) → 番号を「**268**」に訂正します。

解説「**268**」 → 番号を「**269**」に訂正します。

解説「**269**」 → 番号を「**270**」に訂正します。

解説「**270**」 → 番号を「**271**」に訂正します。

解説「**271**」 → 番号を「**272**」に訂正します。

解説「**272**」 → 番号を「**273**」に訂正します。

ご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしく申し上げます。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部